

山梨県交通対策推進協議会
飲酒運転根絶モデル事業所・飲食店認定・公表要領

1 目的

この要領は、飲酒運転の根絶のモデルとなる取り組みをしている県内の事業所又は飲食店を山梨県交通対策推進協議会(以下「協議会」という。)で「飲酒運転根絶モデル事業所・飲食店」として認定し、広く紹介することで、飲酒運転根絶対策の具体的な取組を促進する。

2 対象及び認定基準等

認定の対象及び基準、届出方法は、次のとおりとする。

(1)事業所

①対象

県内で事業を営む個人又は法人その他の団体

②認定基準

以下のアからカのうち、各項目に重複しない取り組みを3項目以上実施していること。ただし、カの取り組みが複数ある場合は、各々の取り組みを1項目とする。

- ア、飲酒運転根絶のための管理体制の整備
- イ、飲酒運転根絶のための広報啓発活動
- ウ、飲酒運転根絶のための社内研修等の実施
- エ、山梨県セーフティードライブ・チャレンジ123の参加
- オ、業務上飲酒運転を根絶するための取組
- カ、その他の効果的な取組

③届出方法

認定を希望する事業所は、「飲酒運転根絶モデル事業所」届出書(様式第1号)を山梨県交通対策推進協議会会長(以下「会長」という。)に提出する。

(2)飲食店

①対象

県内で酒類を提供する飲食店(営業形態に関わらず、店舗その他の設備において酒類を提供する飲食店)

②認定基準

以下のアからカのうち、各項目に重複しない取り組みを3項目以上実施していること。ただし、カの取り組みが複数ある場合は、各々の取り組みを1項目とする。

- ア、来店者への飲酒運転を根絶するための広報啓発活動
- イ、来店者の飲酒運転を根絶するための取組
- ウ、ハンドルキーパー運動の推進
- エ、飲酒運転根絶のための従業員等への研修等の実施
- オ、運転代行業者、駐車場所所有者等と連携した取組
- カ、その他の効果的な取組

③届出方法

認定を希望する飲食店は、「飲酒運転根絶モデル飲食店」届出書(様式第2号)を会長に提出する。

3 認定の手続き

- (1) 会長は、認定基準を満たしている事業所・飲食店が、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第九条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない場合は、認定し、届出書に記載された事業所(飲食店)名、所在地、取組内容等を協議会飲酒運転根絶モデル事業所・飲食店認定一覧表(以下「一覧表」という。)(様式第3号、様式第4号)に記載する。
- (2) 会長は、認定した事業所・飲食店に対し認定証を交付する。

4 情報の公開

- (1) 会長は、一覧表を協議会のホームページで公開する。
- (2) 会長は、ホームページの掲載について、認定事業所・飲食店が希望した場合には、当該認定登録事業所・飲食店に係る情報をホームページに掲載しないものとする。

山梨県交通対策推進協議会長 殿

飲酒運転根絶モデル事業所届出書

飲酒運転根絶のため、次の3つ以上の取組を行っていることを届出ます。

ふりがな			
事業所名			
所在地	〒		
ふりがな			
代表者名	(生年月日: 年 月 日生)		
担当者名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
<p>取り組んでいる項目の口にレ印を付けるとともに、具体的な取組内容を記載してください。</p>			
取組内容	<input type="checkbox"/>	ア、飲酒運転根絶のための管理体制の整備	
	<input type="checkbox"/>	イ、飲酒運転根絶のための広報啓発活動 (ポスター・チラシ等の掲示など)	

取組内容	<input type="checkbox"/>	ウ、飲酒運転根絶のための社内研修等の実施
	<input type="checkbox"/>	エ、山梨県セーフティードライブ・チャレンジ123の参加
	<input type="checkbox"/>	オ、業務上飲酒運転を根絶するための取組 (車両運転前のアルコールチェック、誓約書など)
	<input type="checkbox"/>	カ、その他の効果的な取組 (社員家族への飲酒運転根絶の呼びかけ など)
確認事項 【必須】	<p>① 必ずチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業主・役員は暴力団員等に該当せず、また密接な関係もありません。なお、協議会が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。</p> <p>② 届出内容(個人情報等を除く)は、県ホームページ(県交通対策推進協議会)に一覧形式で掲載します。掲載を希望しない場合は、下記にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページへの掲載を希望しません。</p>	

※記入欄が不足する場合は、適宜行やページを追加してください。

※可能な限り、参考になるような写真や資料の添付をお願いいたします。

山梨県交通対策推進協議会長 殿

飲酒運転根絶モデル飲食店届出書

飲酒運転根絶のため、次の3つ以上の取組を行っていることを届出ます。

フリガナ			
飲食店名			
所在地			
フリガナ			
代表者名	(生年月日: 年 月 日生)		
担当者名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
<p>取り組んでいる項目の口にレ印を付けるとともに、具体的な取組内容を記載してください。</p>			
取組内容	<input type="checkbox"/>	ア: 来店者への飲酒運転根絶のための広報啓発活動 (ポスター・チラシ等掲示など)	
	<input type="checkbox"/>	イ: 来店者の飲酒運転を根絶するための取組 (来店時、飲食時、退店時の確認など)	

取組内容	<input type="checkbox"/>	ウ、ハンドルキーパー運動の推進 (ハンドルキーパーにはバッチを着用してもらうなど)
	<input type="checkbox"/>	エ、飲酒運転根絶のための従業員等への研修等の実施
	<input type="checkbox"/>	オ、運転代行業者、駐車場所所有者等と連携した取組 (運転代行業者やタクシーの一覧をメニュー表と一緒に設置など)
	<input type="checkbox"/>	カ、その他の効果的な取組 (1組ごと、飲酒運転や未成年飲酒に関する誓約書への記入など)
確認事項 【必須】	<p>① 必ずチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 当飲食店営業者(役員)は暴力団員等に該当せず、また密接な関係もありません。なお、協議会が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。</p> <p>② 届出内容(個人情報等を除く)は、県ホームページ(県交通対策推進協議会)に一覧形式で掲載します。掲載を希望しない場合は、下記にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> ホームページへの掲載を希望しません。</p>	

※記入欄が不足する場合は、適宜行やページを追加してください。

※可能な限り、参考になるような写真や資料の添付をお願いいたします。

